

当館収蔵資料の中から「年始」に関連するものを取り上げて、紹介しています。 現在の年賀状に相当する年始書状と、その後の年賀状への変遷を中心に紹介しつつ、到来物(歳暮・年玉)や「年頭御目見」の儀礼に関する文書、正月料理の献立なども取り上げています。

年中行事は、地域によって異なり、また時代と共に変化してきました。それだけに、これらの資料は、歳月と共に変化する日本人の生活習慣の、かつての姿を記したものとして貴重です。

- 歴史資料は 過去・現在・未来をつなぐ 私たちの財産です - **広島県立文書館**

とで見送り、 め縄などで迎え入れた年神を、 れる火祭が行われましたが、これは、 地で「トンドヤキ」・「左義長」などの名で呼ば 大正月小正月の区切りが七日であり、 過ごす習俗が浸透しました。 ため、三が日は物忌みして仕事をせず、 そろって食するものでした。また、 月に食べる雑煮も、 作を祈願する農耕儀礼に原型があるとされ、 新しい年の幸せを祈願しました。 で廻礼を行う「門開き」、初詣などの行事を行い たくわえる「若水汲み」、親類・近親者などの間 月飾りなど、年神を迎える準備を行いました。 日を中心とする小正月がありました。 七種の新菜を食べる「七草」の行事が行われま 最も重要な供物である餅をつく「餅つき」や正 を行い、年神の依り代となる松などの木を飾り、 した。小正月の中心となる十五日には、 大正月は年神を迎える祭祀で、年末に煤払い この正月行事は、 正月行事は、 元日には、 元旦から始まる大正月と、 年の豊饒と幸福を祈る意味があ 新年の新しい水を汲み生気を 祖霊に供えたものを家族が 年頭に祖霊などを迎え、 それらを焼くこ 神事である 門松・し この日に 静かに 多くの 豊

《 ① 行事 》

りました。



「当家相続越送子孫江申伝候ヶ条書」 芦田郡府中市村・延藤家文書 (199110-1591・3687-3)

備後国府中市村(現府中市)の豪商(問屋・ 質屋・貸金業)で、福山藩内最有力の商家 であった延藤家に伝来した趣法書。

一族の相続や勤務に関する家内法を記した ものだが、年末年始における帳簿の書き方 や新調の仕方まで記した珍しい史料。



「年中行事之覚」

尾道町・橋本家文書(198806-110)

尾道町の豪商・橋本家における明治 12 年頃の年中行事の覚書。大晦日までに行う鏡餅や注連縄・門松の飾り付け方法、元旦の若水汲み、飲食の手順などを記している。門松は、寺社・神主・村役人などが立てたが、江戸時代には一般に庶民で門松を立てる家は少なかった。

元旦は、天神社(尾道市・御袖天満宮)へ参詣し、帰宅後に若水汲みを行った。 若水は正月行事の中でも重要視され、この水で雑煮を炊くというのは広島県内全体で見られた。恵方に向かって唱える歌は、土地によって少しずつ違っている。 なお、文書中に見える「もろもき」とは、裏白(シダの葉)のことを指す。

商家の年末年始 ― 延藤家における帳簿の締めと新調 ―

江戸時代の商家にとって年末年始は、1年間の経営の締めを行うと共に、新年の商売繁盛を祈願し、新たに使用する帳簿をととのえる重要な時期でした。

備後国芦田郡府中市村で貸金業などを営んだ豪商延藤家では、年末年始における帳簿の締めと新しい帳簿の用意を次のように行っていまいた。

- ① 諸取引の精算について、年内に終わらない取引があれば、正月2日までに行う。
- ② 3日は初詣で参詣をするため休む。
- ③ 4日から「用始め」。前年までに終わらなかった取引の精算を行い、10日までに全ての精算を終える。
- ④ 新年に新しく使用する帳簿は、前年のうちに必要な紙を調達し、8日から10日の間に帳面を仕立て、 11日には支障なく使えるようにする。

正月11日は、一般には鏡開きの日であり、また江戸時代の商家では、「蔵開き」の日と「帳祝い」の日*でした。

*「帳祝い」

- ・新年から使用する帳簿を新調して神棚に供え、商売繁盛を祈願する行事。
- ・11日に鏡餅を割ってぜんざいなどにして食べて祝い、また店開きをして、新年の新しい商売を始めた。
- ・「帳綴じ」・「帳書き」・「帳祭」とも言う。また、帳簿が汚れるぐらいに商売が繁盛するように、という 意味で「帳汚し」とも言った。



「頭書(久保町左義長飾り物華美につき申渡)」

尾道町・橋本家文書(198806-2353)

甚以心得違不埒之至

候様相見、些 飾り宜敷

荒神堂抔触示し不行届

花美二仕候得者、神慮ニも

尾道の町奉行所から町年寄・庄屋らに対する「左義長」の華美を戒める申渡。

其不」及,|沙汰 | 、以来目立

候儀無」之様、急度可言申

|候、以上

先ツ当年ハ初年之儀

立戻、停止可;|申付; 哉、候哉、愚昧之至候、古風ニ叶候様末々者共相心得

尾道町のうち久保町では、藩の触れに従わず「左義長」の飾り物を華美にしているとし、「古風二立戻」り質素に行なうよう命じている。

未 正月

Ort

町御奉行所

印

斯年 軍 軍 軍 軍 頭書

候様申付候処、十四日・土堂両・物花美之儀無」之取計昨十四日、三町左義長飾り

の行事を行ったことが記されている。

献立に「平」と書かれたものは煮しめなどの煮物のこと。

7日は、もち入りの七草雑炊を食べ、十一日には、商家らしく「帳祝い」

だった。正月料理は他に、鱠・煮物・味噌汁・ご飯といったものであった。

正月三が日に食する雑煮は、塩鯛・塩鰤・塩穴子などが入った豪華なものした。しまでしまず、よまで

候得共、久保町築嶋 之儀^渚触示し相守候儀ニ相見 候様申付候処、十四日・土堂両町

朔日 皿二 雑三二朔 日日日 煮 Ш り手物焼物 小いも しんしん 大 こ ん こ ん 大なま なま すし (鱠) 中酒 香のもの こんふ(昆布) 亀のかふ(亀の甲) せとかい(瀬戸貝) 汁みそ **汁み** そ (穴子) 青身

竹原町で最大の商家であった吉井家の年中行事をまとめた記録。「年中覚」 文化9年 賀茂郡竹原町・吉井家文書(二〇〇六二二―六六二)

《 ② 料理 》



「年始式執計覚」

賀茂郡吉川村・竹内家文書(198801-6384)

賀茂郡の割庄屋を務めた吉川村・竹内家における年始の献立を記した記録。

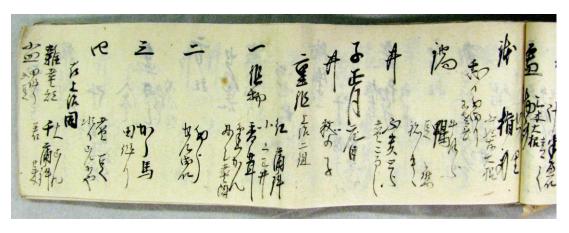
竹内家が志和組の割庄屋を務めていた文政5年(1822)に、志和組の組合年始で出された料理の献立が記されている。 この時出された雑煮は、餅・牡蠣・鰤などが入ったもの。また、雑煮の具に記されている「鶴の子」は里芋の異名、「亀の甲」 は亀甲切り(亀の甲羅のように六角形に切ること)や亀の甲羅のような切り目を入れた野菜(シイタケなど)を指す。



「御年始隆右衛門袴着用之節組合御役内祝献立」

(文久4年)正月7日賀茂郡上保田村・平賀家文書(198803-4448)

隆右衛門は、賀茂郡上保田村の庄屋平賀隆右衛門のこと。父は賀茂郡の割庄屋を勤めた平賀礼三郎。隆右衛門は、文久3年12月に「袴着用」(村役人の格を示す)を仰せ付けられたが、この文書は、翌月の年始に合わせて「袴着用」の祝いを行ったときの献立である。



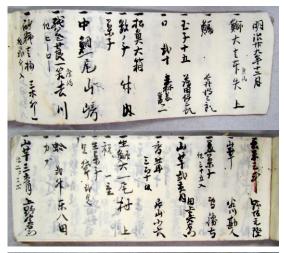
「御屋鋪毎日献立」

尾道町・橋本家文書(198806-934)

尾道町の豪商橋本家に残る献立帳。「御屋鋪」とは、尾道町にあった出雲藩屋敷のことで、橋本吉兵衛は嘉永6年(1853)から出雲藩(松江藩)の廻米(尾道へ送られる年貢米)売り捌きを担当する「雲州廻米御用」を務めていた。 展示した箇所は、出雲藩屋敷における大晦日から正月にかけての料理を記した部分。この文書には、尾道に滞在する出雲藩役人に日々出された料理が克明に記されている。

があります。

「歳暮」は盆礼と同じく、





いんしんぞうとう 「音信贈答年中行事簿」 明治29年 佐伯郡玖島村・八田家文書 (198807-2616)

佐伯郡玖島村で庄屋を務め、明治以降広島県の 大山林地主となった八田家における年中行事の際 の音信贈答の記録。

明治29年の歳暮を見ると、鰤・鯛・数の子・蛤 といった魚貝類のほか、砂糖・山芋・菓子・玉子・ 紙巻莨など様々な贈答物が贈られていることが分 かる。また、郵便はがきの普及を背景として、葉 書も歳暮の贈答物として贈られている。

る地域も多く存在しました。 られました。 として配る風習もあり、また餅を年玉として贈 江戸時代には、

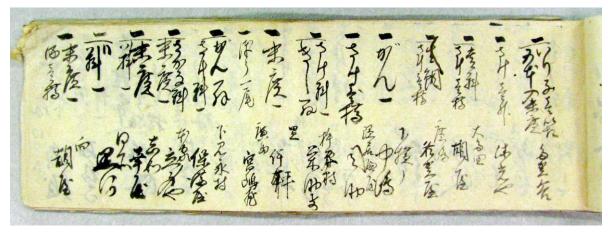
蝋燭・蜜柑・うどん・飴など、 戸時代には、金銭だけでなく、下駄・手ぬぐい 等に供えたものをともに食する意味がありまし 霊に供物として供えるものでした。 年末年始の到来物として、「歳暮」と「年玉! 酒・麺類などの食物が贈られたのは、 正月に互いに贈答する物で、 元々は先祖や作神 町人が扇子を年玉 多様な品物が贈 魚類や穀 江 好訴 順人別。 造祖女体不字妻

「年玉」は、

「御祖母様米字寿賀餅贈帖」 文久4年2月 賀茂郡吉川村・竹内家文書 (198801-6874)

明治35年に満年齢が使われるようになるまで、日本では専ら数え 年が使われていた。正月を迎えるたびに年齢が一つずつ加算される ため、長寿の祝いが正月や2月頃に盛んに行われた。当時作られた 到来物の控帳が古文書として残されている例は数多い。

この文書は、賀茂郡吉川村竹内家の「御祖母様」の米寿の祝いを 年始に行ったときの到来物の記録。「御祖母様」の米寿の年賀として、 近隣住民からたくさんの「寿餅」が贈られている様子が分かる。



「年頭御目見・永代苗字御賞之節祝物扣帖」

天保 10 年 12 月 賀茂郡吉川村•竹内家文書(198801-6777)

賀茂郡の割庄屋を務めた竹内亮平が藩主への「年頭御目見」を「永代苗字」を与えられたことを受けて、周辺の家々 から贈られた到来物の記録。

年賀を迎えるにあたっての内祝として、「いり子」「生鯛」「ぼら」などの魚類や酒が贈られている。



「御勘定所御手形筐」

(「御扶持方被遣候節御添書」)

御調郡尾道町・橋本家文書(198806-10402)

尾道商人・灰屋次郎右衛門に対し、藩主への「御目見」を認めたことを示す町奉行所からの書状。 来る辰年の「年頭御目見」の時より、広島城下へ登城するよう記されている。

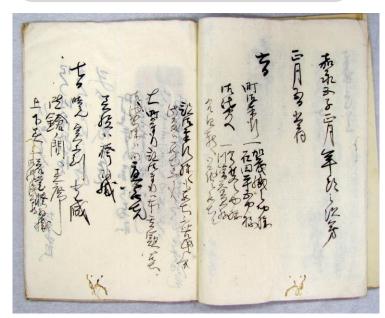
「年頭御目見之節筆記外綴」

賀茂郡吉川村・竹内家文書(198801-6582)

賀茂郡で割庄屋を務めた竹内亮平が、藩主への「年頭御目見」のため広島へ登城した時の記録。 広島城で藩主が「年頭御目見」を受ける日は正月7日となっており、御目見を許された者は、前日までに町奉行や郡奉行・代官などの役人に対して廻礼をするしきたりになっていた。

藩主御目見えの資格が与えられた町村民は、 対識を着用して広島城の本丸御殿に入ることができた。また、こうした資格を有する者に対しては、 事前に郡役所や町奉行から登城について指示する 書状が下された。

がいくつか含まれており、 頭御目見」のため登城した割庄屋や商人の文書 町では、大町年寄や町年寄を務める御用達商人 とされました。 などです。また藩士では、 庄屋や庄屋など村役人を務める者の一部であり、 ていました。御目見を許されたのは、 本丸で藩主に拝謁(「御目見」)する特権を有し 〇〇石以上の「知行取」(侍士)が御目見以上 当館の収蔵文書の中には、年始に行われる「年 村民・町民の一 「御目見」の儀礼に臨んだのか、うかがい 一部は、 年頭や八朔に広島城の 実際にどのような手 騎馬を許された禄高 村では割





知ることができます。

「当用録」

弘化5年 尾道町・橋本家文書(198806-950)

備後国尾道町の商家橋本吉兵衛家の日記。橋本家は、尾道町最大の豪商で、金融(金穀貸付)業を家業としており、町年寄などの役職も務めた。

この日記では、橋本吉兵衛が広島藩主への「年頭御目見」のため、広島城へ登城した際の様子が描かれている。 本丸への入城は正月10日であったが、この10日の記載箇所には2枚の挿入文書があり、その文書から、商人や村 役人らが具体的にどのような順路・手順で藩主への御目見を行ったかが詳しく分かる。

尾道商人 橋本吉兵衛の「年頭御目見」の実際

弘化5年(1848)正月

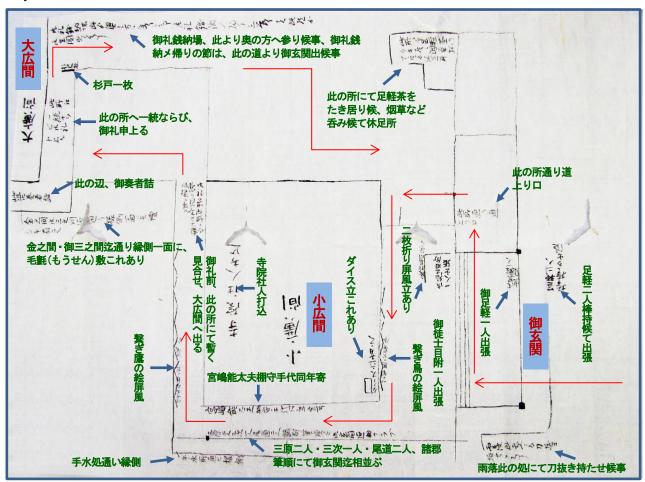
御調郡尾道町の豪商橋本吉兵衛が藩主への「年頭御目見」をするため、広島城下へ赴いた時の行程。

- 元日 薬師堂・稲荷社・艮社へ参詣。尾道町奉行所へ年礼。
- 2日 京都紀伊国屋保助、自身道具にて隠居(前当主)へ初釜(年始の茶会)を催す。吉兵衛は昼後に参席。
- 3日 尾道町奉行と町年寄両家(亀山・高橋)等へ暇乞いに参る。 昼前に「出初め」を行い、その後町奉行所へ暇乞いをする。
- 4日 朝七つ半(午前5時)頃、出立。庄屋平助ほか筆役・肝煎その他家内の者大勢見送り。 五つ(午前8時)前、三原へ着。九つ半(午前1時)頃、本郷へ着。 夜五つ(午後8時)過、西条四日市宿胡屋へ着。
- 5日 明六つ (午前6時) 頃、出立。海田にて昼飯。八つ半 (午後3時) 頃までに**広島城下着**(宿:東引御堂町・香立屋)。
- 6日 昼前、郡奉行のもとへ参り、その後、町奉行両家へも参る。
- 7日 御家中の方々へ土産物を配るため、手代らに持たせ、配りに遣わす。
- 8日 朝より廻勤。夕方町奉行所より、「年頭御目見」は10日と仰せあり。
- 9日 朝より御家中の方々へ廻勤。昼前に終わり、城下の平野屋・縄屋へ参る。
- 10日 朝6つ(午前6時)過ぎ、**登城**。手代・宿亭主らが付き添う。 広間内は足袋着用可。小広間の内に僧・社人が座し、縁側の右列には「宮島役人一統」、左列には三原町年寄・目代、 三次町年寄が座し、尾道町年寄はその次に着座。御礼席の際は、大広間縁側の毛氈(もうせん)敷きの場所に着座。 4つ(午前10時)過ぎ「年頭御目見」が済み、**下城**。 直ちに御年寄5名・郡奉行・町奉行2名・勘定奉行5名のもとへ廻勤。
- 11日 大町年寄岩室家へ参る。昼飯後、八幡社・明星院・饒津社へ参詣。
- 12日 朝五つ(午前8時)前、**本川より乗船**。悪天候のため、江波で終日滞船。 七つ(午前4時)頃、宮島へ着船。

〈弘化5年「当用録」(橋本家文書 198806-950) の正月記事より〉



天守閣方面



広島城本丸御殿 小広間における「年頭御目見」の図

(←── : 「年頭御目見」の経路)

絵図: 弘化5年「当用録」(橋本家文書 198806-950)

改年之御吉慶不」可」有

尽期

状の送付から、次第により簡便な郵便はがき(年 場合よりも、下位の者が上位の者を直接訪問す 賀状)へと推移していきました。 たと考えられています。明治以降になると、書 なくなるため、書状のやり取りが普及していっ 礼に出た者は、自分の家を訪れた客を応接でき 戸時代の年始廻礼は煩雑な儀礼を伴い、また廻 る廻礼が多かったとされています。しかし、江 江戸時代における年始の挨拶は、 書状による

がよく使われました。特に武家の書状では、差 の上下関係を反映した書き方や形式ばった表現 出人と受取人の名前を書く位置や字の大きさが 年始書状の言葉遣いにしても、差出人と受取人 を要しました。 上下関係をそのまま表しており、書き方に注意 江戸時代は、格式や儀礼が重んじられたため、

ると考をまでは 耳角ではなると変あ さきなるないという 支武法教を意思 目多答称光、 見大治華見は苦受かる

「慶応戊辰年始来状集」

以って万慶申し上げるべく候」や

「後音(後日

の訪問)の時を期し候」などといった表現がよ

く使われました。

が基本であったことから、文末には、「参り候を りました。また、元々は直接訪問する年始廻礼 出すのが一般的で、二月に差しかかる場合もあ 年賀状と異なって、元日を迎えて以降の日付で

年始書状は現在の年賀状の前身と言えますが

慶応4年

賀茂郡上保田村・平賀家文書(198803-2269)

賀茂郡の割庄屋を務めた上保田村・平賀家に届けられ た年始書状の文面を写し集めたもの。広島藩内の村役 人や商家から送られた年始書状の内容が分かる。

平賀隆右衛門様 平賀礼三郎様 参人々御中

新正五ケ日 竹内亮左衛門 儀右衛門 兵右衛門

期, 三春佳景之時, 候、 年甫御祝辞申上度、尚 可」被,成下,候、右 賀上,候、次弊屋皆共無異加年 御重齢被」成|御座|候段、奉 貴梁御揃被」成、愈御安康 仕候、乍,|憚り|御放意

目出度申収候、先以

申候、謹言 無事候条、可言 別条無」之、我等 今,祝着,候、当地 鰹節拾連到来 為一年頭之祝儀 心易 | 候、猶追而可」 正月廿五日 山田監物

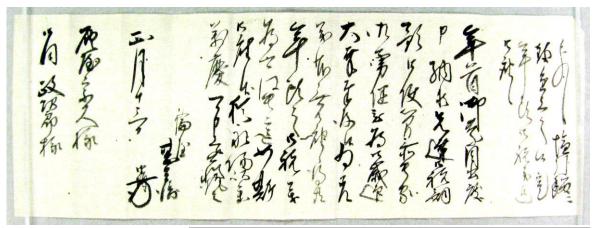
(花押)



恐惶謹言

「浅野因幡守長治書状」

広島藩浅野家家中・山田家文書(198810-79-10)



「尾道町鑰屋甚兵衛書状」

尾道町・橋本家文書 (198806-2196-8-11) 御同 政次 灰屋宗久様 義茂無, 御座 尚 頭之御祝義 々 正月十三日 御便簡 御座候年頭御祝義迄 伸上,候、 猶永陽以」参得,貴意,、如, 為差 忝 家 斯 候 是

江戸時代の年始書状に用いられた「賀詞」の例

江戸時代の年始書状では、さまざまな「賀詞」(新年を祝う言葉)が使われましたが、文章の構成には一つのパターンがありました。

まず、年始を祝う「賀詞」を書いた後、相手方の家族の安泰を祝う文言を書き、次に、差出人の家族も無事に越年したことを伝える文言を書きます。そして、今日でもよく使われる「旧年中はお世話になり…」といった表現は、本文のあとの追伸部分(「追啓」「二白」など)で書く、というパターンです。

ここで、当時の年始書状に使われた「賀詞」の一例を紹介します。

- 改歳御慶賀 重畳目出度申納候
 - (改歳(かいさい) 御慶賀(けいが) 重畳(ちょうじょう) めでたく申し納め候)
- 改正之御吉慶 不可有尽期目出度申収候
 - (改正の御吉慶(きっけい) 尽期(じんご) あるべからず めでたく申し収め候)
- 改春之御吉兆 重畳目出度申納候 (改春の御吉兆(きっちょう) 重畳めでたく申し納め候)
- 改年之御嘉祥 無休期目出度申納候 (改年の御嘉祥(かしょう)休期(きゅうき)なくめでたく申し納め候)
- 改陽之御吉慶 不可有尽期目出度申納候 (改陽の御吉慶 尽期あるべからず めでたく申し納め候)
- 改暦之御嘉祥 千里同風重畳目出度申納候 (改暦の御嘉祥 千里同風重畳めでたく申し納め候)
- 革年之御吉慶 無際限重畳目出度申収候 (革年の御吉慶 際限なく重畳めでたく申し収め候)
- 春陽之御吉兆 無休期目出度申納候 (春陽の御吉兆 休期なくめでたく申し納め候)
- 新嬉万福 無際限芽出度申収候 (新嬉(しんき)万福(ばんぷく)際限なくめでたく申し収め候)
- 新春之御慶賀 重畳目出度申納候 (新春の御慶賀 重畳めでたく申し納め候)
- 新年之御吉兆 不可有際限御座 重畳目出度奉申上納候
 - (新年の御吉兆 際限御座あるべからず 重畳めでたく申し上げ納めたてまつり候)
- 新暦之御吉慶 千里同風芽出度申納候 (新暦の御吉慶 千里同風めでたく申し納め候)
- 青陽之御吉慶 重畳目出度申納候 (青陽(せいよう)の御吉慶 重畳めでたく申し納め候)
- 肇陽之御嘉祥 不可有休期重畳目出度申納候
 - (肇陽(ちょうよう)の御嘉祥 休期あるべからず 重畳めでたく申し納め候)
- 鳳紀之慶賀 千里同風重畳目出度申納候 (鳳紀(ほうき)の慶賀 千里同風重畳めでたく申し納め候)
- 年首御慶 目出度申納候 (年首御慶び めでたく申し納め候)

―年始書状から年賀状へ―年賀状のはじまり

た。
す際には年賀の文言を入れる、というものでし文言より用件の方が主であり、正月に手紙を出文言より用件の方が主であり、正月に手紙を出は存在していました。ただし、かつては年賀のは存在していました。

当方の無事、旧年中の謝意を文章で綴っていま 等質状と違い、相手の無事越年に対する祝意と、 状が盛んに送られるようになりますが、現在の 状が盛んに送られるようになりますが、現在の 状が盛んに送られると、年賀のみを用件とする書

では、石井研堂『明治事物起源』(明治四十一年)は、石井研堂『明治事物起源』(明治四十一年)によれば、明治三年の太政官令が起源とされてによれば、明治三年の太政官令が起源とされてにまれば、明治三年の太政官令が起源とされてのます。この中で、元旦などの慶事に地方官がを書く書式が定められました。この短い賀詞が、と書く書式が定められました。この短い賀詞が、と書く書式が定められました。この短い賀詞が、と書く書式が定められました。この短い賀詞が、

賀絵はがきを作ったことも紹介しています。

八一)に岸田吟香なる人が、

初めて自作の年の日

なお『明治事物起源』には、

明治 14 年岸田吟香作成の年賀状 (『明治事物起源』より)

戦前の年賀状に使われた「賀詞」

戦前の年賀状を見ると、新年を祝う「賀詞」もさまざまな表現が見られる。

最も多いのは、やはり「謹賀新年」や「恭賀新年」であるが、「謹而奉新年賀侯」「恭奉賀新正侯」といった、侯文の言い回しも少なくない。あるいは、より簡潔に「謹而賀新年」「謹奉賀新年」といった表現も多いが、これらは、江戸時代の年始書状で書かれていた文言の名残りとも言える。

このほか、大正5年の年賀状では、大正天皇の即位を祝した「賀詞」を書いた 年賀状が多く見られ、また、戦時体制期の年賀状では、時局を反映して「謹賀戦 捷之新春」といった賀詞も書かれた。



名刺タイプの年賀状 (199110-1305・1307)

江戸時代の年始には、書状のやり取りだけでなく、直接相手を訪問する「年礼」(年始の廻礼)も盛んに行われていた。玄関に屏風や書・鏡餅などを飾り、毛氈(もうせん)を敷いて、廻礼に来た人たちから受けた年玉を盛っていた。

しかし、この習慣が次第に簡略化されると、玄関に年始帳を置き、訪問した人は署名するだけといった傾向が生まれ、さらに時代が江戸から明治へ移ると、玄関に名刺受を置くようになり、知人の家を訪れては名刺を入れて回る「名刺廻礼」の習慣が生まれた。明治 14 年(1881)に岸田吟香が作った年賀絵はがきを見ても、はがきに描いた自画像の右手に、名刺らしきものが見える。明治末には、名刺を封筒に入れて郵送する人も少なくなかった。

こうした習慣の名残りから、戦前の年賀状の中には、賀詞と 名前だけといった名刺タイプの年賀状も数多い。







絵はがきブームに乗った年賀状

日露戦後に絵はがきブームが起き、さまざまな趣向を凝らして絵はがきが創作され送られるようになった。

このブームに乗って、明治 40 年頃になる と、それまでと違い、さまざまな図柄のカ ラフルな年賀状が送られるようになった。







エンボスを使った年賀絵はがき

絵はがきブーム以降の年賀状には、エンボス(紙に凹凸をつけて 図柄を浮き彫りにする方法)を使った年賀状も数多く作られた。

年賀状関係年表

明治 3年 逓信権正の前島密、郵便制度を創設

明治 6年 郵便はがき発行

明治 18 年 逓信省発足

明治23年 年賀状繁忙期の1月1日~3日の集配度数を減らす

明治32年 年賀郵便物特別取扱を開始

明治33年 新郵便法により、私製はがき認可

明治38年 全局で年賀郵便はがき特別取扱を開始

明治39年 年賀特別郵便規則公布

明治40年 年賀状集配の通数制限撤廃、特別取扱の期間延長

大正12年 関東大震災のため、年賀郵便特別取扱を休止

大正 15年 大正天皇崩御(12月 25日)のため、年賀郵便の取扱中止

昭和10年 第1回年賀切手発行

昭和15年 時局悪化により、年賀郵便特別取扱・年賀切手発行を停止

昭和23年 年賀切手の発行再開、年賀郵便特別取扱を再開

昭和24年 お年玉くじ付き郵便はがき発行(官製の年賀専用はがきの誕生)

昭和36年 官製年賀はがきの消印を省略

昭和43年 郵便番号制度開始(年賀状にも郵便番号枠印刷)

最初の私製はがき年賀状

明治34年(1901)に作られた三井呉服店の年賀状。

前年の明治33年10月、私製は がきが認可されたことにより、 官製はがきと同じ料金で差し出 すことできるようになった。

これは、日本で最初の私製はが き年賀状である。以後、絵はが きブームの到来とともに、年賀 状に絵はがきを用いる動きが広 く普及していった。

(200709 - 315 - 3)







ユーモラスな戦前の年賀状 (200011-536・545)

昭和初期には、さまざまな趣味人のグループが ユニークな絵はがきを創作し、それらを交換しあ う「交換会」も生まれていた。そんな時代の年賀 絵はがきには、ユーモラスなものが少なくない。

左:昭和 11 年(丙子)の年賀状。帆掛け船の姿を 漢字の「忠」で描き、「忠(ちゅう)」と鳴く子(ね)の 元旦」とする。

右:昭和12年(丁丑)の年賀状。「御慶びもヲーうし上候」と書き、牛の姿を「ひのと」で描く。



"軍事"を意識した年賀状

戦前の年賀状の中には、"軍事"を意識した図柄の年賀 状も見受けられる。こうした図柄は、とくに、絵はがきが 流行のきざしを見せる日露戦争前後の時期に多い。逆に、 第二次大戦期においては、戦局の悪化に伴う自粛ムードに より、年賀状そのものが送られなくなっていった。





年賀切手と年賀印 (199110-1307・4786) 左:昭和11年用 (「富士山」)。

右:昭和12年用(「二見浦の夫婦岩」)。





「震災切手」が貼られた大正 13 年の年賀状

大正 13 年(200011-626)

大正 12 年(1923) 9月1日、関東大震災によって通信省の切手倉庫が全焼し、切手製造を担当していた印刷局も壊滅的被害を受けた。そのため、切手の配給ができなくなり、各地の郵便局にあった切手の在庫も切れる可能性があったため、民間会社に委託して暫定切手が発行された。

この切手は「震災切手」と呼ばれ、9種類の額面の切手が作られた。「震災切手」には、目打(切手の周囲に入れた連続の小穴)が無く、切り取り用の点線が印刷されている。また、裏糊も施されておらず、簡易な作りとなっている。

年賀切手

年賀郵便の取扱量増加を踏まえ、年賀取扱期間の周知や年賀状の早めの差 出を意図して発行された切手。

日本初の年賀切手は、昭和10年(1935)12月1日発行の昭和11年用切手(図柄は「富士山」)であった。また、特別取扱期間中に出された年賀状には専用の年賀印も押された。この年賀切手は評判を呼び、次の昭和12年用では図案を一般公募した結果、「二見浦の夫婦岩」が選ばれた。

昭和13年用は、同12年の日中戦争が開戦により虚礼廃止・年賀状自粛のムードが高まったため、一般郵便物にも使える普通切手として発行された(図柄は「しめ飾り」)。その後は、時局を考慮して年賀切手は発行されなくなり、昭和25年用まで発行されなかった。

お年玉くじ付き年賀状 昭和 27 年・昭和 33 年(200011-82~100)

「お年玉くじ付き年賀はがき」は、昭和24年(1949)12月1日に初めて発行された。このアイデアは、京都在住の林正治氏(後に郵政審議会委員)が大阪郵政局に持ち込んだものであった。

昭和初期まで盛んだった年賀状の習慣は、終戦前後には途絶えてしまっていたが、この「お年玉くじ付き年賀はがき」は、戦後の年賀状の習慣を復活させる上で大きな役割を果たした(当時の賞品は、特等がミシン、2等が学童用グローブ、3等が学童用コーモリ傘)。





参考文献:公益財団法人日本郵趣協会発行『ビジュアル日本切手カタログ』vol.3 vol.4 (2014・2015)

広島県立文書館が収蔵する資料の目録は、閲覧室に配置した目録、もしくは、広島県立文書館のホームページで見ることができます。閲覧を希望する際は、閲覧室備え付けの閲覧申請書に文書番号・表題等を記入し、申請してください(利用券を交付していますので、初めての方は利用券交付申請書も提出してください)。申請書は、ホームページからダウンロードすることもできます。

平成27年度第2回「収蔵文書の紹介」展示

「収蔵資料で見る『年始』の歴史」 (担当 西向 宏介)

〈場所〉広島県立文書館(広島県情報プラザ2階)

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47 TEL 082-245-8444/FAX 082-245-4541

〈期間〉平成28年1月12日(火)~3月19日(土)